

生食監発0614第1号
平成29年6月14日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長
(公 印 省 略)

アイルランドから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「アイルランドから輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成25年12月2日付け食安監発1202第1号（最終改正：平成27年3月27日付け食安監発0327第2号））により取り扱っているところです。

今般、東京検疫所川崎検疫所支所において、ABP Cahir(施設番号 300)で処理された貨物（牛舌）を検査したところ、輸入条件である扁桃の除去が不十分であることが確認されました。

現在、アイルランド側に詳細な調査を要請しているところであり、別途通知するまでは、当該施設で処理された貨物について、輸入手続を保留の上、届出があった場合には、検疫所業務管理室を通じ当課まで連絡するようお願いいたします。